

組織的な大学院教育改革推進プログラム 平成19年度採択プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称 : ディベート教育による新時代のリーダー育成
機 関 名 : 一橋大学
主たる研究科・専攻等 : 法学研究科・法学/国際関係専攻
取組代表者名 : 大芝 亮
キ ー ワ ー ド : ディベート、ライティング、プレゼンテーション、交渉、発信

I. 研究科・専攻の概要・目的**(1) 教育課程等**

本研究科の法学・国際関係専攻は、法学および国際関係それぞれの分野における専門的知識を習得することにより、日本および世界に貢献することができる研究者と高度専門職業人を養成することをめざす。この目標を実現するために、法学・国際関係の領域・分野全体にわたり、多様な科目を設置している。

修士課程では合計30単位の履修が必要とされている。そのうち指導教員の演習・研究指導により12単位を修得し、18単位は講義等のいわゆるコースワークが必要とされている。博士後期課程でも、多くの講義科目が設置されているが、指導教員の演習・研究指導が教育の中心となる。合計20単位の授業の履修が必要とされ、そのうち18単位は指導教員による演習・研究指導による履修となる。

社会人向けのコースでは、1年次・2年次の研究指導について共同研究の履修によって代替可能とし、法科大学院修了者については、2年間で博士後期課程を修了できる特例を設けている。

なお法学・国際関係専攻の学生数は修士課程15名、博士後期課程59名。教員数は54名である。

(2) 学位取得までの教育プロセスの管理等

学位論文の作成については、指導教員のもとでの研究指導・教育を中心としながらも、同一部門の複数の教員が参加する共同演習によって集团的・多角的な指導態勢も整備している。また、大学院教育の実質化及び学位取得の制度化のために、本研究科においては、修士論文及び博士論文の作成と論文指導に関して次のようなモデルを策定し、これを参考に論文作成を進めるように指導している。

- ① 研究計画の確認（修士課程1年次／博士後期課程1年次）
- ② 論文作成計画の報告（博士後期課程1年次）
- ③ 論文中間報告と論文提出計画の教授会（研究科委員会）への報告（修士課程2年次／博士後期課程2年次）
- ④ 論文最終報告（博士後期課程3年次）等を経て、学位請求論文を提出させ、審査を行うこととしている。

II. 教育プログラムの概要と特色

本研究科の法学・国際関係専攻は、研究者を希望する大学院生および高度な専門的知識を有する専門家・実務家を希望する者を受け入れている。本教育プログラムでは、研究者および実務家のいずれの希望者にも対応できるようなディベート教育プログラムを開発することを目的とした。この目的を実現するために、本プログラムでは、これまでの本研究科における専門領域に関する高水準の教育研究体制を維持しつつも、ディベート能力の向上のために、①「討論」及び「交渉」に関する授業を科目新設、および②修士課程及び博士後期課程の学生に対する海外研修機会の提供を柱とする計画を立てた。

本プログラムはこの計画のもとに、“Debate and Presentation”という科目を新設し、英語によるプレゼンテーション、ディベート、ライティングのスキルを学生たちに習得させた。当初の計画では英語によるプレゼンテーションの授業は予定されていなかったが、ディベート技術を習得する前提としてプレゼンテーション技術の習得も不可欠であるとの考えから当初の計画を修正した。その結果、本プロジェクトでは、両方のスキルを学習する授業内容となった。

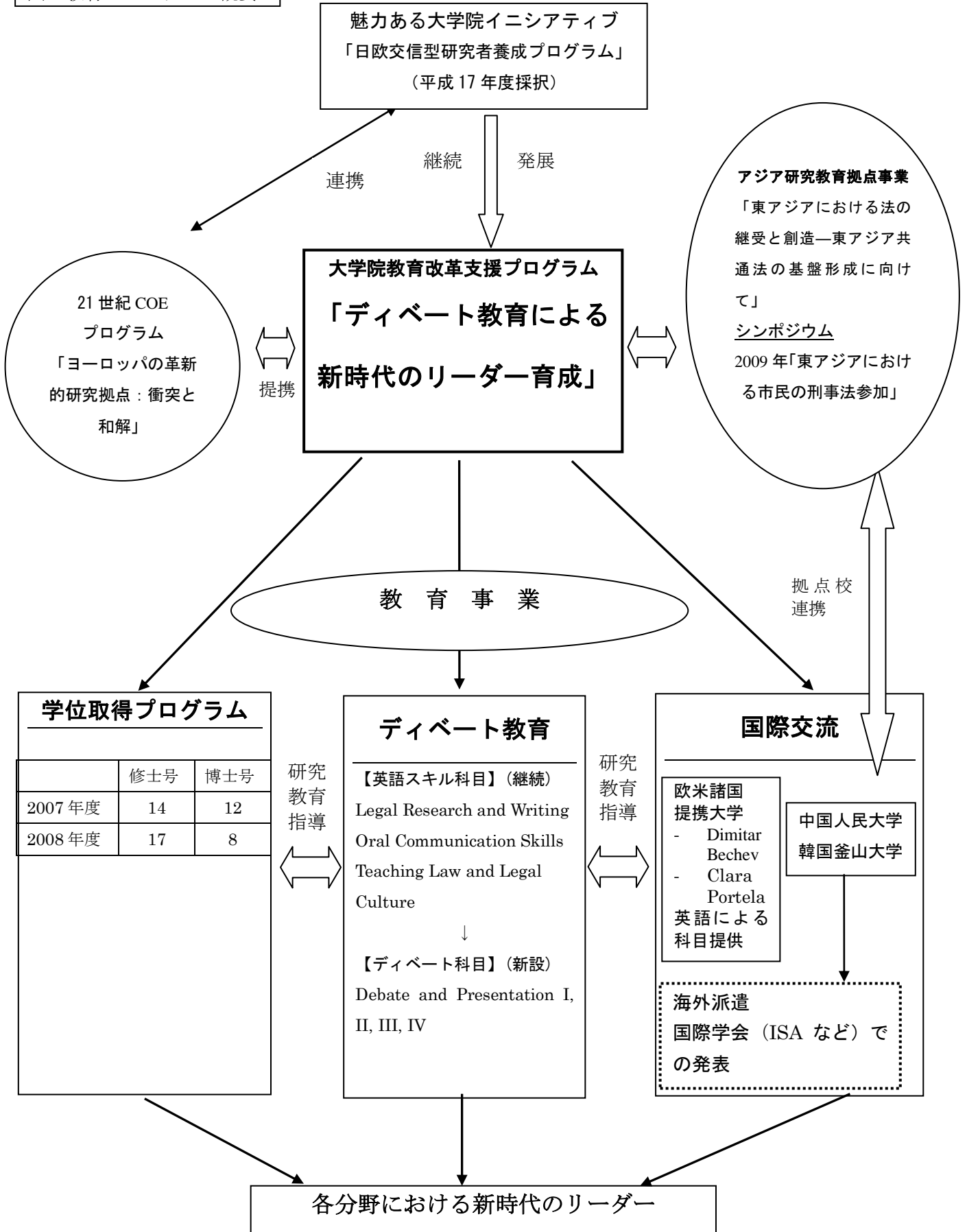
その結果、英語を用いて自身の研究成果を発信する能力、より一般的には自身の考えを発信する技術を身につけさせる講義の重要性を大学院生および教員の間で強く認識させる効果を生んだ。また、本プロジェクトでは「話す」だけでなく「書く」という手段を用いて研究成果の発表を行うことも重視し、英語のライティングの授業も取り入れ、ライティングの授業の必要性を強く認識させる効果を生んだ。

こうした認識が持たれることにより、しだいにディベート科目に対するニーズが堀りおこされ、履修者も増大した。英語を用いて研究成果を公表することの重要性が、近年のグローバル化に伴い、ますます重要性を増大させていることは疑いを得ない。このことを強く認識させたという意味において、新時代を担うリーダーを育成するための目標の第一歩が達成されたと言える。

次に、成果についてである。このプロジェクトの結果、受講生のプレゼンテーションおよびディベート技術は飛躍的に向上した。海外の学会での研究報告や出席を行うものも登場し、十分な成果を上げたと言える。また本研究科では、本プロジェクトの成果を生かして大学院生を海外に派遣し、現地の研究・教育機関にて研究者同士の交流を深める機会を与えている。具体的には、平成19年度に8名、平成20年度に8名、平成21年度には9名の学生を派遣している。それぞれが博士論文等にこの成果を盛り込んでいる。

こうした成果を一層発展させるために、本学研究科では、従来からの論文執筆と学位取得を重視する教育プログラムに加え、本プロジェクトによって得られた新しいスキルを旧来の教育課程に組み込むことを将来的な目標としている。計画書でも述べたとおり、本学も国際的な大学間競争の渦中に置かれており、専門的問題をディベート形式で考察する能力を育成することは緊急の課題である。このような意識から、本学研究科は本学の社会学研究科および国際・公共政策大学院との協力関係のもと、本プロジェクトを展開した。具体的にはこれら研究科および大学院の学生に対してDebate and Presentationの4科目の受講を許可し、全学的なプロジェクトとして英語によるプレゼンテーションおよびディベートを行うクラスが定着するよう努力を続けている。本プロジェクトはその先駆として十分な成果を達成したと言える。

図1 教育プログラムの概要



Ⅲ. 教育プログラムの実施結果

1. 教育プログラムの実施による大学院教育の改善・充実について

(1) 教育プログラムの実施計画が着実に実施され、大学院教育の改善・充実に貢献したか

本プログラムでは、先行の「日欧交信型研究者養成プログラム」の成果と、並行して継続している別プログラムの「アジア法研究教育拠点事業」などとの相互協力を通じ、従来からの本研究科の教育課程をさらに実質化する作業を行った。

第一に、「Debate and Presentation」という科目を新設した。これはブリティッシュ・カウンシルの協力を得て行われる授業であり、同機関から派遣される講師と本プログラム専任教員が共同で授業運営にあたった。ブリティッシュ・カウンシルは英語による教育一般だけでなく、プレゼンテーションやディベートといった特殊教育においてもすでに高い実績を残している。授業計画は、専任教員とこのブリティッシュ・カウンシルと協議のうえで策定された。その上で、イギリス人講師が、英語によるプレゼンテーション、ディベートおよびライティングのスキルを教授した。プレゼンテーションのスキルはディベートを行う上で前提となるものであり、計画段階では予定されていなかったものの、受講生がディベート技術を学ぶことを大いに助けたと考えられる。

第二に、学生の海外派遣を行うことにより、実地での調査及び現地の大学関係者との交流を行わせた。これらは英語によるプレゼンテーションおよびディベート教育の成果を用いてなされたものである。大学院生自身が自らの知的サークルを形成するうえで、ディベート教育で養った能力は大いに貢献した。

第三に、本研究科では、本プロジェクトの成果を用いて、討論技法を教育課程に取り込むことを計画している。伝統的な大学院教育で重視されてきた論文執筆に加え、近年は学問的成果を国際学会および国際雑誌で公表することがますます重要になっており、これに対応できるようにする教育プログラムへのニーズは高い。本プロジェクトで開講した「Debate and Presentation I, II, III, IV」はこれらのニーズに十分に応えるものである。この授業は今後も継続されるものであり、国際的な舞台で業績を発表できる能力を身につけた研究者育成を、体系的に継続していける。また、本プロジェクトでは、専任教員を2007年12月に、英語によるディベート教育ワークショップに参加させている。これはハーバード大学が「Program on Negotiation」というプロジェクトの一環で定期的に行っているものであり、交渉術に関するワークショップとして世界的に定評がある。こうして得られた教育手法をもとに、本研究科では討論技法を導入した教育を実践していく。

以上から、本プログラムでは、計画調書で述べた目的は十分に達成されたと言える。

2. 教育プログラムの成果について

(1) 教育プログラムの実施により成果が得られたか

本プロジェクトで開講した「Debate and Presentation」という科目の授業一覧は以下のとおりである。平成19年度および20年度夏学期はプロジェクト開始までの準備期間とし、平成20年度冬学期から授業を開講した。ただし、平成19年度夏学期の段階で、このようなクラスの開講予定であることを学生に通知し、本学社会学研究科がブリティッシュ・カウンシルの協力のもと同趣旨で開講しているクラスに出席するよう促した。その結果すでに平成20年度夏学期の時点で法学研究科より若干名が同研究科のクラスを受講している。

法学研究科は平成20年度冬学期より授業を開講したが、法学研究科が法律と国際関係という二種類の専攻を持つことを前提に、前者の学生をI、後者の学生をIIに所属させる形式でクラス編成を行った。この際、国際・公共政策大学院（IPP）でも同様の専攻が準備されていることを鑑み、IPPに所属する学生の便宜を図るために、IPPの学生にもこの科目を開放した。同様に、IPPの学生だけでなく、全学的なプロジェクトとして英語カリキュラムを推進するために社会学研究科の学生による受講も受け入れた。研究科間の教育

上の連携が進んだことは本教育プロジェクトの大きな副産物であった。

平成 21 年度は通年科目として「Debate and Presentation」を開講し、専門別ではなく英語の能力別クラス編成を採用した。その理由は、類似の英語力の学生同士で一つのクラスを編成する方がより活発な議論を期待することができ、また講師にとっても授業運営が容易だからである。また、英語力に自信のない学生はともすれば能力の高い学生を前に発言することを躊躇する傾向があり、英語力向上の目的には必ずしもそぐわないとも考えられる。この結果、同年度夏学期は Debate I を基礎レベル、Debate III を発展レベルとして編成した。ブリティッシュ・カウンシルから、一クラスの人数は最大 12 名であるよう要請を受けていたため、Debate I については 1 クラスだけの開講とすることも可能であったが、受講生の便宜を考慮し、2 クラス開講とした。

平成 21 年度冬学期は夏学期からのクラスを継続した。その際、夏学期に Debate I と III を受講した学生が冬学期にはそれぞれ Debate II と IV に所属するようクラスを編成した。ただし、同年度 9 月に入学した学生からも受講生を募ったため、さらに 1 クラス開講し、合計 4 クラスとなった。

このように学生の間で英語ディベートクラスの存在と有用性が次第に認知されるに従い、受講希望者および開講クラス数が増加していると言える。本プロジェクトは、まずこうした科目の重要性を広く学生に認識させる点で大いに成果をあげた。いわば「ニーズ掘り起こし」の効果をあげることができた。そして、このニーズに対して、授業科目を増やして対応していった。このように 2 重の意味で有意義なプロジェクトであったといえる。

また、ブリティッシュ・カウンシル講師からは学生の英語プレゼンテーション・ディベート・ライティング全ての領域において顕著な実力向上が見られるとのコメントを得ている。このように、ディベートクラスは受講生の数と受講生の英語力、双方の点において着実に成果を挙げているといえる。

表 1 履修者数

平成 20 年度冬学期 3 クラス

	Debate and Presentation II-B	Debate and Presentation I	Debate and Presentation II-A	合計
法学研究科	0	3	5	8
国際・公共政策大学院	6	2	6	14
合計	6	5	11	22

平成 21 年度夏学期 3 クラス

	Debate and Presentation I-A	Debate and Presentation I-B	Debate and Presentation III	合計
法学研究科	5	1	2	8
国際・公共政策大学院	0	6	7	13
社会学研究科	1	0	0	1
合計	6	7	9	22

平成 21 年度冬学期 4 クラス

	Debate and Presentation II-A	Debate and Presentation II-B	Debate and Presentation IV-A	Debate and Presentation IV-B	合計
法学研究科	5	1	0	2	8

国際・公共政策大学院	1	7	8	6	22
社会学研究科	0	0	1	0	1
合計	6	8	9	8	31

以上のような教育プログラムの実施により、研究者希望および実務家希望の修士課程および博士課程在籍の大学院生のディベート能力向上に大きく寄与することができた。

ディベート能力を向上した次の課題として、これを駆使することにより、いっそうの能力向上を図ることが必要であり、こうした考えのもとに、本研究科では、大学の内部資金の協力も得て、ディベート科目履修者を主な対象者として、大学院生の海外派遣事業を実施した。具体的には、海外の社会科学系の学会参加や海外の大学での研究者・専門家に対するヒアリングなどを行わせた。こうしたディベート科目履修者・海外派遣大学院生のなかから、海外の大学から長期にわたる奨学金を付与され博士課程に進学するもの、海外の大学に研究目的で留学するもの、ディベート能力を活かして外国系コンサルタント企業に就職するものなどがでてきており、本教育プログラムがディベート能力のある研究者育成のみならず、海外で実務家として活躍できる人材育成をも目指してきた成果が大いに現れている。

3. 今後の教育プログラムの改善・充実のための方策と具体的な計画

(1) 実施状況・成果を踏まえた今後の課題が把握され、改善・充実のための方策や支援期間終了後の具体的な計画が示されているか

本プロジェクトは終了するが、ブリティッシュ・カウンシルの協力を得て行う「Debate and Presentation」クラスは、来年度以後も継続していく。平成 21 年度は夏学期 3 クラス、冬学期 4 クラスという編成であったが、来年度以後は夏学期 4 クラス、冬学期 4 クラスという編成を計画している。その際、法学研究科ではなく本学の国際・公共政策大学院の資金を用い、法学研究科の学生が自由に受講できるようにする。このように絶えず学内の諸部局間の協力のもと、本授業を継続する体制が組めたことは大なる成果である。

また機材については、ブリティッシュ・カウンシルの授業は常に専用のボード（電子黒板）を用いて行われるため、この授業を継続するため、法学研究科は既にこのボードを 2 つ購入済みである。加えて、専用のラップトップ PC、スピーカーやプロジェクターなど、周辺機器もすでに購入しており、不足があれば直ちに補う予定である。

今後の課題は以下のとおりである。

① 資金の確保

もとより、経費の縮小もこころがけながら、事業の継続を図ることは重要である。本事業について、必要経費がどの程度必要かという問題は以下の事情に依存する。ブリティッシュ・カウンシルが行う授業は 1 クラス 12 名以下で行うことが規定で定められているため、今後もブリティッシュ・カウンシルの講師による授業を継続するという前提であれば、受講希望の学生数によって開講クラスが変更されることになる。実際問題、会話や学生参加型の授業を行うには 10 名を超える人数で授業を行うのは難しい。今後、受講希望者数が増加する可能性があり、その場合にはクラス数も大きく増加させる必要があるかもしれない。

② クラス編成方法

平成 20 年度は各受講生の専攻により、また平成 21 年度は各受講生の英語の習熟度によってクラスを編成した。英語スキルを習得するための授業を展開するには、習熟度別にクラスを編成するほうが現実的であり、英語に自信のない学生でも発言することが容易になるという利点がある。言うまでもなく、このことが各人の英語スキルの向上には利点がある。しかしその一方で、各学生の専攻を生かし、専門的话题を英語で討論することに関しては専門別のクラス編成が有益である。両者を両立させたクラス編成はあまりに複雑なカリキュラムが必要となり、多大の経費が必要となる。このため、今後は習熟度別クラス編成を前提としたまま、

いかにして各受講生の専門的ニーズに応じていくかが課題となる。

③ 履修者の英語能力

英語でのディベートクラスを開講すれば、日本人学生のうち、英語の不得手なものよりも、実際には、英語での会話や研究発表の能力の高い学生が受講を希望する傾向がある。逆に、英語スキル能力の低い学生は、本来、こうしたディベート科目を履修する必要性が高いにもかかわらず、躊躇し、受講を希望しない場合もある。このような学生でも受講しやすい授業をいかに開講し運営していくかが課題だと言えるが、資金の目処が立てば、こうした学生向けの初級クラスを開講することを計画している。

4. 社会への情報提供

(1) 教育プログラムの内容、経過、成果等が大学のホームページ・刊行物・カンファレンスなどを通じて多様な方法により積極的に公表されたか

本プログラムの概要については、法学研究科ホームページ (<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/tabid/194/Default.aspx>) に掲載されている。また、本プロジェクトで開催した授業のシラバスについては、一橋大学のホームページ (<https://syllabus.hit-u.ac.jp/websyllabus/userattestation/WFU06010R.aspx>) にて掲載され、変更点があれば随時修正された。

また、平成 20 年 2 月 9 日と 10 日にパシフィコ横浜にて開催された「平成 19 年度大学教育改革プログラム合同フォーラム」のポスターセッションにおいて、本プロジェクトの概要の説明を行った。

5. 大学院教育へ果たした役割及び波及効果と大学による自主的・恒常的な展開

(1) 当該大学や今後の我が国の大学院教育へ果たした役割及び期待された波及効果が得られたか

大学院生のディベート能力の向上は、本法学研究科に限らず、他の研究科においてもニーズの高い問題であり、本学では、社会学研究科と本研究科では、それぞれのディベート教育科目を相互に開放し、ディベート教育の充実に努めた。また、実務家志望者の多い本学国際・公共政策大学院の大学院生に対しても、本研究科および社会学研究科のディベート科目を開放した。こうした連携は、ディベート教育の充実という点で効果があっただけでなく、大学院教育に関する研究科間の協力体制の強化を生むという副産物を生んだ。

(2) 当該教育プログラムの支援期間終了後の、大学による自主的・恒常的な展開のための措置が示されているか

本学では、大学院生のディベート能力向上のために、専門分野での指導はもとより、外国人客員教授の招聘や海外研修支援など、多様な方法で取り組んでいるが、本教育プログラムの実施において、ブリティッシュ・カウンシルと協力してディベート科目を実施したことは、ディベート教育および技法に関する教育の重要性を強く認識するうえできわめて重要であった。本学では、本プロジェクトにおけるブリティッシュ・カウンシルとの協力の経験をもとに、学部における英語科目の充実にも、外部機関との連携を実施するようになった。

また、本学における育への関心も対する関心も高まり、従来は、ゼミ単位で参加していた学部生による国際交渉コンペ（20 数カ国の各国国内選抜を得て、各国代表チームが世界大会で英語によるディベート能力を競う。本学は昨年は世界 4 位、一昨年は世界大会優勝）に対して、大学から補助が与えられ、こうした取り組みを支援する体制が強化されている。

組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会における評価

【総合評価】
<input type="checkbox"/> 目的は十分に達成された <input type="checkbox"/> 目的はほぼ達成された <input checked="" type="checkbox"/> 目的はある程度達成された <input type="checkbox"/> 目的はあまり達成されていない
<p>〔実施（達成）状況に関するコメント〕</p> <p>本教育プログラムにおける、ディベート能力の向上のために、討論・交渉に関する授業科目を新設するとともに、大学院生に対して海外研修機会を提供する計画は、ある程度実施に移されたと評価できるものの、新設科目をどのような大学院生が受講し、討論や交渉の技術・能力がどのように身に付いているのか具体面が必ずしも明確でない。</p> <p>また、ディベートのスキルの錬磨はそれ自体が目的ではなく、研究発信力の向上に結びついて初めて意味を持つが、修士課程の定員充足率は低下し、大学院生の学会発表数及び論文発表数も減少傾向にある。支援期間終了後、新規の授業を継続させる体制など、より具体的に示すことが必要である。</p>
<p>（優れた点）</p> <p>事業実施に伴い、「Debate and Presentation」という新科目を設置するとともに、英語のディベート技術をある程度向上させ、その重要性を学内に認識させた点は、評価できる。ディベート能力の向上は、ディベート科目履修者を主たる対象とする海外派遣事業の推進にも繋がった。大学院プログラムであるが、学部における英語科目の実施にも一定の影響を及ぼした。</p> <p>（改善を要する点）</p> <p>修士課程の定員充足率が低下傾向にあるだけでなく、大学院生の学会発表数及び論文発表数も減少している。特に、平成21年度は学会発表及び論文発表がされていない。スキルを磨くことだけに特化したプログラムではないとすれば、大学院生の研究発信力の乏しさは強く改善が望まれる。</p> <p>また、支援期間終了後における財政的措置を含め、今後の見通しを明確にすることが望まれる。</p>

組織的な大学院教育改革推進プログラム事後評価
評価結果に対する意見申立て及び対応について

意見申立ての内容	意見申立てに対する対応
<p>1件目</p> <p>「改善を要する点」 ・・低下傾向にあるだけでなく。大学院生の学会発表数及び論文発表数も減少している。特に、平成 21 年度は学会発表及び論文発表がされていない。スキルを・・・</p> <p>【意見及び理由】 法学研究科では、このプログラムの開始後、5名が海外の大学の博士課程に留学している。また、平成 21 年度においては、博士取得者・在籍者のうち、2名が北米国際関係学会において、また英国国際政治学会および英国政治学会においてそれぞれ1名が、研究成果を英語で発表している。さらに、それらの学会報告ペーパーのいくつかは、現在、国内の学会機関誌での査読審査を受けている。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 提出された事業結果報告書の添付の統計資料では、平成 21 年度は学会発表及び論文発表がなされていないと報告されており、平成 18 年度から平成 20 年度にかけても減少傾向があることから、修正しない。</p>
<p>2件目</p> <p>「改善を要する点」 ・・論文発表がされていない。スキルを磨くことのみの特化したプログラムではないとすれば、大学院生の研究発信力の乏しさは強く改善が望まれる。また、支援期間終了後における財政的措置を含め、今後の見通しを明確にすることが望まれる。</p> <p>【意見及び理由】 本プログラムで設置したディベート・アンド・プレゼンテーションの科目を、単なるスキル教育にとどまらず、大学院生の研究内容の向上と発進力の強化の双方につながるように、平成 22 年度からは、海外の大学と連携して、客員教授による専門科目(英語による)を設置し、この科目の履修を通じて、内容および発信力の双方ですぐれた研究を促進する計画である。この経費は、特別経費(プロジェクト分、平成 22 - 24 年度)等により賄う。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 提出された事業結果報告書では、平成 22 年度以降の取組に関する申立内容が確認できないことから、修正しない。</p>